

地域指定年度	昭和 46 年
計画策定年度	昭和 48 年
計画見直し年度	昭和 52 年
	昭和 62 年
	平成 8 年
	平成 17 年
	平成 21 年
	平成 27 年
	令和 2 年

塩尻市農業振興地域整備計画書

令和 2 年 4 月

長野県塩尻市

目次

第1 農用地利用計画	4
1 土地利用区分の方向	4
第2 農業生産基盤の整備開発計画	18
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	18
2 農業生産基盤整備開発計画	18
3 その他事業との関連	19
第3 農用地の保全計画	20
1 農用地等の保全の方向	20
2 農用地等の保全のための活動	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	22
第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用の促進計画	23
1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	23
2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	26
第5 農業近代化施設等の整備計画	27
1 農業近代化施設の整備の方向	27
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	30
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	30
2 農業を担うべき者のための支援の活動	31
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	33
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	33
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	33
第8 生活環境施設の整備計画	34
1 生活環境施設の整備の目標	34

序章

1. 計画の目的

塩尻市農業振興地域整備計画（以下、「本計画」という）は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（以下「法」という）に基づき、農業の振興を図るべき地域を明らかにするとともに、農業振興施策を計画的・集中的に推進することを目的とした総合的な農業振興の計画として策定したものです。

2. 見直しの趣旨

今回の見直しは、法第13条第1項に基づき行うものです。

3. 本計画の位置づけ

本計画の見直しにあたっては、「長野県農業振興地域整備基本方針」（平成28年3月策定）、「第五次塩尻市総合計画（平成27年3月策定）」、「国土利用計画（第三次塩尻市計画）（平成27年3月策定）」、「塩尻市都市計画マスターplan（平成21年9月策定）」「塩尻市立地適正化計画（令和元年5月策定）」及び「国土利用計画（長野県計画）－第五次－（平成28年9月策定）」との整合・調和が図られるものとしました。

4. 計画の期間

本計画について、今回の見直しではおおむね5年を見通して策定します。なお、社会情勢の変化等により必要がある場合は見直しを行います。

5. 見直しの経過

本計画は、昭和48年6月の策定以来、過去6回にわたり見直しを行っています。第1回（昭和52年）から第3回（平成8年）までの見直しは、松本空港関連、国道20号バイパスや住宅団地など開発に伴うものと、市街化区域の見直しによるものであり、当初策定した農用地利用計画から、これらの農用地を除いた見直しでした。

第4回（平成17年4月）は、檜川村合併により檜川村農用地を加えた見直しです。

第5回（平成21年4月）、第6回（平成27年4月）は、法第13条による変更です。

◇ 優良農地の保全・確保の基本的な方針

農地は、農業生産にとって最も基本的な資源であるとともに、特に、集団的農地や生産基盤が整備された優良な農地については、安全で安心な食料の安定供給を図る観点から、その確保と有効利用に努める必要があります。

また、農地は農業生産活動を通じて国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など農業の多面的機能の発揮にも寄与しており、将来にわたって、社会的共通資本として適切な維持・

管理を図っていくことが必要です。

本市では、第五次塩尻市総合計画を上位計画として、その内容を踏まえ、農業振興地域制度及び農地法に基づく農地転用許可制度等の適切な運用を図りながら、優良農地の確保とその維持・保全及び有効利用に努めることを基本とします。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

1・1 土地利用の方向

(1) 土地利用の構想

(ア) 土地等の状況

①自然条件

本市は、松本盆地の南端、長野県のほぼ中央に位置し、市内には信濃川水系の奈良井川と田川、天竜川水系の小野川が流下しています。

地形は扇状地形で、東西 17.7km、南北 37.8km と南北に長く、面積は約 290.18km² を有し、そのうち約 87%が森林及び農地等の自然的土地利用となっています。

気候では、降水量は 1 年間の平均が約 1,000mm¹で、全国の中でも少なく、また、寒暖の差、日温較差が大きい内陸性気候で、農産物の栽培には恵まれた気候条件です。

②土地利用・産業の動向

本市の総面積は 29,018 ha で、このうち農用地は 3,629ha (農振農用地以外を含む) で全体の 12.5%を占め、森林は 21,587ha で 74.4%となっています²。

全就業者に占める農業就業者数の割合は減少傾向にあり、平成 22 年では 8.1%でしたが、平成 27 年には、7.5%となっています³。

平成 27 年の農家総数 2,631 戸の内、販売農家は 1,362 戸であり、その内訳は専業農家が 467 戸、第 1 種兼業農家が 209 戸、第 2 種兼業農家が 686 戸となっています。農業を主な収入としている農家(専業農家及び第 1 種兼業農家)の割合は、農家全体の 25.7%と少ない状況です。

一方、農業産出額は、平成 26 年には 102.2 億円でしたが、平成 28 年には 106.3 億円と増加しています⁴。

¹ 気象庁（平成 28 年の値）

² 国土利用計画第三次塩尻市計画（平成 27 年）による

³ 国勢調査による

⁴ 農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果による

専兼別農家戸数 (戸、%)

年	総農家数	専業農家		第1種兼業		第2種兼業		自給的農家	
		農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合	農家数	割合
平成7年	3,589	570	15.9	600	16.7	2,419	67.4	—	—
平成12年	3,329	471	14.1	417	12.5	1,489	44.8	952	28.6
平成17年	3,158	497	15.7	316	10.0	1,183	37.5	1,162	36.8
平成22年	3,025	475	15.7	283	9.4	999	33.0	1,268	41.9
平成27年	2,631	467	17.8	209	7.9	686	26.1	1,269	48.2

出典：農林業センサス

自営農業に主として従事した販売農家2,230人の内、高齢者（65歳以上）は1,560人⁵で、農業就業者における高齢化率は、70.0%と高く、今後の農業の継続性が危ぶまれております。

(イ) 農業振興における土地利用に関する政策

- ① 主として農業生産法人（農業生産法人以外の法人を含む）及び認定農業者等中核的農業者が主体となって営農を図る集団営農区域（面的整備が完了し、優良農地が集団化されている区域）とそれ以外の一般営農区域（集団営農区域以外の区域）との区分に沿って利用を進めます。
- ② 集団営農区域では優良農地の確保・保全などによる経営耕地面積の拡大、農地の保全、流動化による担い手への面的集積を推進します。
- ③ 一般営農区域では、農地の流動化の促進、保全及び整備を図り、市街地隣接部では、都市部と農村部の交流を促進するなど、農業の多面的機能の発揮を推進します。
- ④ 農地の面的集積や保全、農作業支援等の機能を持った農業公社により全市的な農業振興を推進します。
- ⑤ 都市あるいは工業等への土地需要への転換が求められる農地では、担い手農家に対する農用地の利用集積に配慮しつつ、計画的な整備を推進し、良好な環境確保を図ります。
- ⑥ 農村環境の保全のため、農村の自然環境や景観の保全を地域ぐるみで行っていく活動を推進します。

⁵ 2015（H27）年農林業センサスによる

農業振興地域の土地利用の動向

(単位 : ha、 %)

区分 年度	農用地	農業用施設 用地	森林・原野	住宅地	工場用地	その他	計
基準年 平成 25 年	3,629 (12.5)	9 (0.0)	21,965 (混木林地、0) (75.7)	1,079 (3.7)	229 (0.8)	2,107 (7.3)	29,018 (100)
目標年 令和 5 年	3,551 (12.2)	9 (0.0)	21,944 (混木林地、0) (75.7)	1,121 (3.9)	246 (0.8)	2,147 (7.4)	29,018 (100)
増減	△78	0	△21	42	17	40	0

出典：国土利用計画第三次塩尻市計画（平成 27 年）

(ウ) 主な用途間の移動の構想（地域整備施策の推進）

①農用地

- 重要な農業生産基盤である優良農地については、高齢化が進む中、担い手農家等へ流動化を進め、農地の面的集積を進めます。
- 耕作放棄地については、その土地の生産性や農地の集団性などを判断しつつ、耕作放棄地の解消支援を行うとともに、発生防止に努めます。

②自然と共生複合利用エリア

- 木質バイオマスエネルギーを活用した体験型を含む施設園芸の他、東山山麓部の里地里山地域においては自然共生型の市民の健康増進拠点の整備等、周辺の自然環境に配慮した土地利用を図ります。
- 桔梗ヶ原ワインバーとしてワイン、ブドウを振興するため、交流施設、商業施設、道路、基盤整備等、周辺の景観保全と自然環境に配慮した土地利用を図ります。

③都市的利用促進エリア

- 市街地に隣接した利便性の高い地域（大門・広丘郷原）は、市及び民間による公共公益施設や、新規流入人口の居住の受け皿等として、これからの中長期的な社会経済情勢を視野に入れながら、市街地の拡大（市街化区域への編入）を含め、周辺の自然環境に配慮しながら、有効な土地利用を図ります。
- 本市の基幹産業である機械・電子関連など製造を中心とした工業施設については、地域雇用を支える重要な基盤であることから、産業団地など工業地の確保が必要となっています。
- 周辺市街地（エプソン広丘事業所周辺及び野村桔梗ヶ原地区）の農用地については、新たな産業・工業用地として市街地の拡大（市街化区域への編入等）を含め、周辺の土地利用に配慮した計画的な整備を推進し、良好な環境確保を図ります。

④産業・工業誘導エリア

- 既存の工業団地（今泉南テクノヒルズ、アルプス工業団地）周辺や工業系用途区域の隣接地においては、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点として、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。

（2）農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

圃場整備済みの農地など、以下に該当する土地は、優良農地として保全するため、農用地区域とします。

- 集団的に存在する農地で、その規模が 10ha 以上の土地
- 土地改良事業等の施行に係る区域内に存在する土地
- その他、農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

（イ）現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

現況農業用施設用地については、以下に該当する土地を農用地区域とします。

- 土地改良施設用地
- 農業用施設用地で 2ha 以上の土地及び上記「(ア)①、②」に隣接する土地

（ウ）指定既存集落内の農用地の方針

指定既存集落⁶内の農用地については、継続的な営農活動を維持するための地域コミュニティ（集落）の維持・活性化が必要であることから、用途変更などを見据え、必要な範囲で農用地区域から除外します。

（エ）現況山林・原野等についての農用地区域の設定方針

山林・原野にある分散された農地または既に山林化している農地で、今後 10 年を見通し農業上の利用を目的とした確保が難しく、その位置や地形、耕作条件など農業振興上確保が適当でない土地は農用地区域から除外します。

（オ）公衆用道路、鉄道、鉄塔等についての農用地区域の設定方針

公共性が特に高く、開発行為の許可が不要な施設として、公衆用道路、鉄道、鉄塔等その位置や地形、耕作条件など農業振興上確保が適当でない土地は農用地区域から除外します。

⁶指定既存集落：市街化調整区域のうち、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年長野県条例第 23 号）第 7 条第 4 号の規定による市街化調整区域内に所在する相当程度の規模の集落のうち長野県が指定したもの

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

(単位 : ha)

地域、地区及び施設等の名	位置 (地区名等)	面 積			備 考
		農用地	森林その他	計	
公衆用道路	塩尻、片丘、広丘、洗馬	0.26		0.26	詳細別紙
公共的敷地	広丘、洗馬	1.13		1.13	詳細別紙
山林	塩尻、片丘、広丘、北小野、洗馬	5.17		5.17	詳細別紙
境内地	塩尻、片丘、広丘	0.30		0.30	詳細別紙
墓地	塩尻、片丘	0.01		0.01	詳細別紙
孤立農地	塩尻、片丘、広丘、宗賀、洗馬	6.67		6.67	詳細別紙
資材置き場	宗賀	0.12		0.12	詳細別紙
住宅	塩尻、片丘、広丘、宗賀、北小野	14.41		14.41	詳細別紙
その他	宗賀、洗馬	0.68		0.68	詳細別紙
計		28.75		28.75	

1・2 農業上の土地利用の方向

(1) 農用地等利用の方針

市内の農用地について、土地区分別面積の目標を次のとおり定め、農業振興を図ります。

土地区分別面積の目標

(単位 : ha)

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
計	3,560	3,482	△78	69	69	0	0	0	0	9	9	0	3,638	3,560	△78

出典：国土利用計画第三次塩尻市計画（平成 27 年）。現況（平成 25 年）、将来（令和 5 年）

(2) 用途区分の構想

以下に地区ごとの用途区分、事業・利用の方針等の構想を示します。

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(1) 塩尻地区	A 東山	田・畠	<p>水田は土地基盤整備がされており、傾斜地ではあるが、米や転作そばが主に栽培されています。農家の大半が高齢の自給的農家で、後継者はほとんどおらず、有害鳥獣の影響もあり、畠の荒廃化が進行しています。</p> <p>現在取り組んでいる中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落内での作業受委託及び流動化を促進するとともに、農業施設・設備の購入・管理等の共同化を進め、併せて有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>
	B 柿沢・金井・上西条・中西条・下西条	田・畠・樹園地	<p>水田は土地基盤整備がされ、機械化による一貫作業体系により生産性の高い水田として利用されています。</p> <p>樹園地の一部はワイナリーによりワイン用ブドウが栽培されています。</p> <p>高齢化が進み、後継者不足ではありますが、大規模な水稻農家が数戸存在することから、作業委託を含めた集約化を一層進めます。</p> <p>また、農地や農業用水、農村の自然や景観の保全のため、集落ぐるみで多面的機能支払制度と併せ、有害鳥獣駆除対策を進めながら農地の保全に努めます。</p>
	C 中西条・下西条	樹園地	<p>北斜面の傾斜地にリンゴ、モモ、ナシなどが栽培されています。</p> <p>担い手の高齢化によって、樹園地の遊休化・荒廃化が増加していますが、作業受委託や土地の流動化は進んでおりません。</p> <p>今後は、果樹農家の後継者部会が中心となり、担い手の育成に努めながら、作目の省力化品種への切り替えを促進します。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も多いことから、有害鳥獣駆除対策を進めながら農地の保全に努めます。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(1) 塩尻地区	D 堀ノ内・長畝・桟敷・塩尻町・大門	田・畑	<p>塩尻地区のうち比較的平坦な土地であり、土地基盤整備がされた水田において、水稻栽培が盛んでいます。</p> <p>高齢化による担い手不足が進んでいる中、大規模農家へ作業委託を含めた農地集積を進めています。</p> <p>また、集落での多面的機能支払制度を利用し、農地の保全と農村環境の整備を行っています。</p> <p>市街地近隣の農地は市民農園等として活用するとともに、都市的利用促進エリアについては、市街地に隣接し利便性が高いため、市及び民間による公共公益施設や新規流入人口の受け皿等として、これから社会経済情勢を視野に入れながら市街地の拡大（市街化編入）を含め、計画的に開発を調整・誘導していきます。</p>
(2) 片丘地区	A 南内田・北熊井（松本市境、赤木山と北熊井地区に囲まれた農地）	田・畑	<p>日当たりの良い緩傾斜地に、比較的大きい田畠があり、米、葉洋菜を中心に、加工用トマト・葉タバコ等の様々な作目が栽培されています。</p> <p>近年は、麦、そばの大規模栽培やワイナリーの増加を受けワイン用ブドウの栽培が増加しています。</p> <p>農業者のほとんどが後継者のいない兼業農家のため、一部の意欲的な農家への農作業の受委託や農地の流動化が進んでいます。</p> <p>今後は、作業受委託を進めながら生産性の向上を図り、野菜を中心とした団地化や今後検討されているワイナリーによるブドウ畠の集約化を進め、併せて有害鳥獣対策や雨水対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p> <p>東山山麓部の里地里山地域においては、木質バイオマスエネルギーを活用した体験型を含む施設園芸や自然共生型の市民の健康増進拠点の整備等、周辺の自然環境に配慮した土地利用を図ります。</p> <p>また、今泉南テクノヒルズ周辺については本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点として、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(2) 片丘地区	B 南熊井の東側 (犬原:県畜産試験場の西側の農地)	畑	<p>日当たりの良い緩傾斜地の比較的広い畠を利用して、レタス栽培を中心に秋には長芋も意欲的に栽培されています。レタス栽培は、主に年2回作付され、専業農家にとっては農地不足という課題もあります。また連作障害対策として長芋・緑肥を作付し、生産安定化に努めています。</p> <p>専業農家には後継者も育ち、担い手不足も解消されています。</p> <p>市内でも大規模な洋菜の生産地であるため、モデル地区として高品質な野菜生産、輪作体系の確立に努めます。</p>
	C 南熊井の西側 (田川の東側の農地)	田	<p>日当たりの良い平坦地のほぼ全域に、圃場整備された水田が広がっています。</p> <p>担い手は兼業農家がほとんどで後継者はいませんが、作業受委託が活発で担い手農家への集約化が進んでいます。</p> <p>今後は、意欲を持った担い手への作業受委託により、生産性の一層の向上を図るとともに農地の保全に努めます。</p>
	D 高ボッチ山	採草 放牧地	<p>日当たりの良い傾斜地に草地整備がされており、6月上旬から10月上旬頃まで乳用牛を放牧し、観光草競馬が開催されています。</p> <p>ニホンジカによる食害が深刻であるため、有害鳥獣対策を講じていきます。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(3) 広丘地区	A 堅石・郷原（塩尻駅から北西に広がる地帯）	田・畑・樹園地	<p>市街化区域に隣接した日当たりの良い平坦地に、樹園地、水田、畑地、宅地が混在しています。樹園地では、リンゴ、ナシ、ブドウが、畑では、レタス、アスパラガス等の葉洋菜、小物野菜が栽培されています。</p> <p>担い手については、高齢化が進んでいるものの後継者が確保され、新規就農者、認定農業者が育っており、定年帰農者も多くいます。</p> <p>今後は、野菜地帯と果樹地帯の担い手への集積・集約と、後継者のいない農家に対する土地の流動化推進も必要になります。</p> <p>都市的利用促進エリアについては、市街地に隣接し利便性が高いため、市及び民間による公共公益施設や新規流入人口の受け皿等として、これから社会経済情勢を視野に入れながら市街地の拡大（市街化編入）を含め、計画的に開発を調整・誘導していきます。また、アルプス工業団地周辺や工業系用途区域の隣接地においては、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点として、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。</p>
	B 堅石・郷原（奈良井川左岸、右岸）	田	<p>平坦地にある区画面積の広い水田地帯ですが、上流部の農地では転作が進み、市内ワイナリーによるワイン用ブドウの栽培も拡大しています。また下流部でも遊休荒廃農地を活用した加工用ブドウの栽培も始まっており、荒廃農地は減少しつつあります。</p> <p>水田については意欲的な農家がいるため、土地利用の集約化、作業受委託が進み、遊休農地は少ない状況です。</p> <p>今後は、意欲的な担い手への土地利用・作業受委託など一層な集約化を図り、大規模化を促進します。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(3) 広丘地区	C 高出	田・畑・ 樹園地	<p>田川両岸の水田地帯での稲作と国道東側に広がる畠地ではレタス、アスパラガス、リンゴ、そば等が栽培されています。近年、水田地帯北側では市内ワイナリーによるワイン用ブドウの栽培が広がりつつあります。</p> <p>担い手は意欲的農家、認定農業者により今のところ問題はないが、今後高齢化が進み、後継者不足が懸念されます。</p> <p>生産性向上を図るために作業受委託による集積・集約を進め、農地の有効活用を図ります。</p>
	D 野村・吉田	田・畑	<p>平坦地にある区画面積の広い水田地帯で稲作と、転作によるレタス、キャベツなどの葉洋菜栽培や、近年雨よけビニールハウスと露地によるアスパラガス栽培が盛んです。</p> <p>担い手は区域内に農業生産法人が複数あるほか、専業農家を中心に後継者も確保され、また、定年帰農者も微増しつつあり、遊休農地は少ない状況です。</p> <p>今後は、機械化による作業効率の向上を中心に、畠地の輪作体系の確立に努め、生産性の向上を図ります。</p> <p>なお、市街地周辺（エプソン広丘事業所周辺）の農地については、市街地の拡大を含め、周辺の土地利用に配慮した計画的な整備を推進していきます。</p> <p>野村桔梗ヶ原地区は、隣接する工業団地（既成市街地）と一体的な市街地整備（市街化編入）を含め、計画的な整備を推進するとともに農地や周辺の土地利用に配慮した、良好な環境確保を図ります。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(4) 洗馬地区	岩垂原 東南部	畑	<p>農地面積の規模も大きく、市内随一の葉洋菜の産地であり、レタス、ハクサイ、キャベツ等が栽培されています。</p> <p>担い手、後継者は比較的確保されています。レタスの連作による地力の低下が課題となるため、今後は、輪作の計画的な取組や、地力増進作物の栽培、畜産農家との有機的結合等により地力の増進・回復を図ります。また新品種・新技術の導入を図り、経営の安定化と付加価値の向上を促進します。</p>
		畑・樹園地	<p>松本市と塩尻市との行政境にまたがる日当たりの良い平地で樹園地と畑地があります。</p> <p>主にナシやリンゴ、ブドウが栽培されていますが、樹園地の担い手の多くは、松本市今井・笛賀地区からの入作であり、松本市の補助事業を受けて樹園地の再生を図るなどの整備を進めてきておりますが、現在では市内ワイナリーによるワイン用ブドウの栽培が広がりつつあります。</p> <p>今後は、農地の有効利用のため、樹園地の再生と畑地への転換を推進するほか、農業経営の安定化のため、新品種・新技術の導入を図り、農産物の付加価値を高めます。</p>
	B 下小曾部	田・畠	<p>小曾部川に沿った傾斜地で、中山間地域等直接支払制度などを活用した集落営農を進めています。</p> <p>以前は水田中心でしたが、畠地転換が進んでおり、現在では、葉洋菜や小物野菜が主流になっています。</p> <p>後継者も比較的確保されており、農地流動化も進み、遊休農地は比較的少ない状況です。今後も計画的に転作田を増やし、単収のあがる作物の栽培を促進するとともに、直売施設への販売等新たな販路の開拓を推進します。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も大きいため、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p> <p>加えて、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図ります。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(4) 洗馬地区	B 上小曾部	田・畠	<p>小曾部川上流の傾斜地で、かつては農地の水田利用が大半でしたが、現在は転作が進んでいます。高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害により、遊休荒廃農地が増えているため、中山間地域等直接支払制度を活用し、農地の保全・管理に努めます。</p> <p>今後は、地域内での作業受委託、農地流動化等を促進し、小規模農地の保全を図るとともに、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>
	芦ノ田原	畠	<p>奈良井川西北部の平坦な畠地であり、面積も比較的大きく、主に葉洋菜や小物野菜が栽培されています。</p> <p>現在、遊休農地は少ない状況ですが、担い手の高齢化と後継者不足の状況が見られるため、農地の流動化を促進し、担い手の確保・育成を図ります。</p> <p>また、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図ります。</p>
	C 上組・元町	畠	<p>奈良井川西南部にある平坦で比較的小規模な畠地であり、主に小物野菜が栽培されています。担い手は、兼業農家が中心で、高齢化が進み、後継者も少ないといため、遊休農地が増えています。</p> <p>今後は、定年帰農者等の担い手の確保・育成、反収の高い作目への転換等を進めるほか、有害鳥獣駆除対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p> <p>また、令和元年度着手の洗馬妙義地区における土地改良事業により生産基盤の維持を図ります。</p>
	D 奈良井川西岸北部	田	<p>奈良井川西岸の桔梗大橋より北側に広がる比較的規模の大きい転作田であり、現在は主に葉洋菜が栽培されています。</p> <p>担い手の高齢化が進んでいますが、後継者がおり、芦ノ田原からの入作も見られます。</p> <p>今後は、農地の有効活用と保全を図りながら、流動化を促進します。</p>

		奈良井川 両岸南部	田	<p>奈良井川両岸の桔梗大橋より南側に位置する水田と転作田の多い地帯であり、主に米と小物野菜が栽培されていますが、担い手の高齢化、後継者不足により、遊休農地が増え始めています。</p> <p>また、ワイナリーによるブドウ畠の集約化（団地化）が推進されています。</p> <p>今後は、農地の有効利用を一層促進するほか、農地の保全と流動化を促進します。</p>
地区	位置		用途区分	事業・利用の方針等
(4) 洗馬地区	D	太田中原	樹園地	<p>アルプスグリーン道路と県道洗馬停車場線が交差する南側にある日当たりの良い樹園地で、担い手は、加工用ブドウの契約栽培の農家が多く、高齢化、後継者不足が深刻になっています。</p> <p>また、太田及び南部を中心に宅地化が進んでおり、ドリフト問題も課題となっています。</p> <p>今後、ワイナリーによるブドウ畠の集約化（団地化）も検討されており、加工用ブドウの契約栽培の促進を図ります。</p>
(5) 宗賀地区	A	桔梗ヶ原 ・平出 ・床尾	田・畠・ 樹園地	<p>桔梗ヶ原は平坦な畠地であり、灌漑施設が整備されているため、安定生産が可能な地帯です。農地面積は平出では比較的大きく、床尾では小さく、作目は、野菜を始め、加工用ブドウ、ナシ、リンゴなどの果樹が栽培されています。</p> <p>特にブドウについては、本市の特産でもあり、ぶどうの郷づくりを推進します。</p> <p>桔梗ヶ原は後継者や洗馬太田からの入作が見られますが、平出、床尾は高齢化、後継者不足が深刻化しています。</p> <p>近年、床尾の日当たりの悪い地帯で荒廃化が進んでいるほか、平出から床尾にかけては、まとまった荒廃農地が発生しています。</p> <p>平出の水田ではある程度流動化が見られますが、樹園地については進んでいないため、対策を講じる必要があります。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p> <p>桔梗ヶ原ワインバーとしてワイン、ブドウを振興するため、近代産業遺産を活用した交流施設や道路、基盤整備等、周辺の景観保全と自然環境に配慮した土地利用を図るとともに工業系用途区域の隣接地においては、本市の産業活動をけん引する工業機能の強化を図る拠点として、周辺の農業生産活動に配慮しつつ、必要な範囲で整備を進めます。</p>

地区	位置	用途区分	事業・利用の方針等
(5) 宗賀地区	B 洗馬・牧野・本山	畑	<p>国道沿いに広がる平坦で利便性の良い農地で、加工用トマト、葉洋菜を中心に、小物野菜やそば等が栽培されています。</p> <p>担い手の高齢化が進んでおり、後継者不足が深刻です。</p> <p>大半の農地は、農業生産法人等によって借り入れられ活用されていますが、条件不利地では、流動化が進まず、農地の荒廃化が進んでいます。</p> <p>今後は、大規模農家への農地の集約、農業環境の維持管理に努めていく必要があります。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>
(6) 北小野地区	A 宮前・大出	畑	<p>標高が高く、日当たりの良い広い畑地でそばや野菜栽培が行われています。</p> <p>農家の高齢化が進み後継者もいないため、今後人・農地プランにより担い手への集積を図っていきます。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>
	B 古町・上田・大出・勝弦	田・畑	<p>畑については、葉洋菜、自家野菜等を栽培しています。</p> <p>農家は、ほとんどが自給的農家であり、高齢化、後継者不足のため、荒廃化が進んでいる畑も発生しています。</p> <p>水田については、農業生産法人による作業委託が増えてきており、担い手の確保が課題となっています。</p> <p>また、有害鳥獣による被害も多いため、有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>
(7) 檜川地区	贊川・平沢・奈良井	田・畑	<p>傾斜地にあり狭く、山林等に囲まれている等条件が悪い農地で、有害鳥獣による被害が目立っています。</p> <p>ほとんどが家庭菜園的な兼業農家であるが、「信州の伝統野菜」に選定されている羽淵キウリが栽培されている。有害鳥獣対策を進めながら、農地の保全に努めます。</p>

1-3 農用地利用計画

別冊のとおり

農用地利用計画の内容については、電話若しくは窓口でお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先：0263-52-0810（塩尻市 農業委員会事務局）

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業の振興を図るためにには、機械導入による省力化や水田の汎用化による生産性向上等に向けた生産基盤の整備が不可欠です。

本市では、昭和30年代から基盤整備事業を行い、平坦部では圃場整備を中心に、山間部においては農道・用水路等を中心に整備を進めてきました。この結果本市では、農用地区域内における優良農地の生産性を高めるために必要な基盤整備は概ね完了しております。

今後の基盤整備の方向性については、農業の生産性を低下させることのないよう、各地区の営農形態や地域特性に応じ、土地改良区等が行う農業施設の維持・管理を支援するとともに、土地改良区を母体とした多面的機能支払交付金の対象となっている組織の支援を行います。

事業実施に当たっては、農家の生活環境整備のための事業と、一体的な推進を行います。

＜生産基盤整備方針＞

本市では、圃場、農道、用排水、灌漑設備などの生産基盤整備は基本的に完了しているため、今後は、老朽化等必要に応じて、農業施設等の適切な維持・改修に努めてまいります。

2 農業生産基盤整備開発計画

本市単独での新規の整備開発事業は予定しておりませんが、広域的に造成された幹線水路が、造成後50年以上経ち、老朽化が見られるため、本市においては県営による土地改良事業（洗馬妙義）や農業基盤整備促進事業等を行います。

事業の種類	事業の概要	受益の面積		備 考
		受益地区	受益面積	
農業生産基盤整備事業 (県営水利施設等保全高度化事業)	畑かん施設更新 農道整備 排水路整備	洗馬地区 (洗馬妙義地区)	115ha	令和元年度～ 令和 10 年度実施
農村地域防災減災事業 (県営ため池等整備事業)	堤体耐震補強 洪水吐改修 ゲート改修	塩尻地区 (みどり湖地区)	125ha	平成 26 年度～ 令和元年度実施
農村地域防災減災事業 (県営ため池等整備事業)	堤体耐震補強	塩尻地区 (小坂田池地区)	65ha	平成 29 年度～ 令和 3 年度実施
農村地域防災減災事業 (県営ため池等整備事業)	ため池整備	片丘地区 (町村大沢地区)	22ha	令和元年度～ 令和 2 年度実施
農村地域防災減災事業 (県営ため池等整備事業)	堤体耐震補強	宗賀地区 (本山地区)	8ha	令和 3 年度～ 令和 5 年度実施
農村地域防災減災事業 (地域防災機能増進事業)	用水路橋補修	宗賀地区 (本山地区)	12ha	令和 3 年度～ 令和 5 年度実施
農村地域防災減災事業 (県営ため池等整備事業)	ため池整備	塩尻地区 (東山地区)	6ha	令和 4 年度～ 令和 5 年度実施
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (農業水路等長寿命化対策)	用排水路改修	塩尻地区 (桟敷地区)	3ha	平成 30 年度～ 令和 2 年度実施
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (農業水路等長寿命化対策)	用排水路改修	北小野地区 (相吉地区)	21ha	令和元年度～ 令和 2 年度実施
農業水路等長寿命化・防災減災事業 (農業水路等長寿命化対策)	用排水路改修	宗賀地区 (平出地区)	4ha	令和 2 年度～ 令和 4 年度実施

出典：塩尻市農政課

3 その他事業との関連

総合計画及び分野別計画等に基づき実施される道路整備や河川整備、治山事業等の諸事業との連携・調整を図りながら整備を進めます。

第3 農用地の保全計画

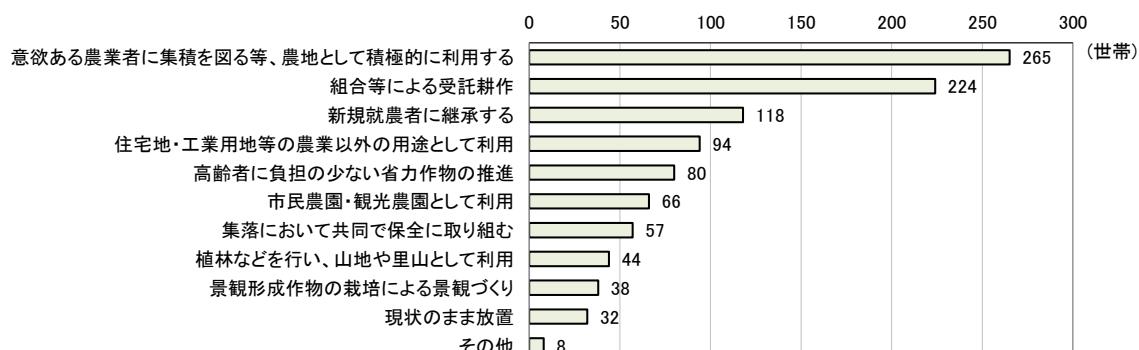
1 農用地等の保全の方向

農用地を保全し荒廃化を防ぐことは、水源のかん養や自然景観の保全など農業の多面的機能を維持するうえでも重要です。

農家の所有耕地は2,303haですが、このうち、耕作放棄地が約321ha⁷となっています。耕作放棄地の多くは、中山間地域にある基盤整備が困難な農業生産性の低い畠地・樹園地であり、農業従事者の減少・農家の高齢化が進行する中で、耕作放棄地は増加し土地利用の低下を招いています。特に山間地域においては、野生鳥獣の被害を受けやすいこと等が要因となり、農業生産条件の不利な農地から耕作されない傾向にあります。このため、野生鳥獣被害防止や、付加価値の高い農産物生産など、耕作放棄地を解消し所得向上に結びつくような取組が課題となっています。

本市では、農業生産基盤整備はほぼ完了しているため、全市的には、農地の貸借、農作業の労力支援等を行う体制を構築し、人・農地プランや農地中間管理事業の利用による農地の面的集積の促進やスマート農業の導入による農作業の効率化により、農用地等の保全、営農の継続を支援します。また、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金を活用しながら、遊休農地・耕作放棄地の解消や発生防止、農業用水路や農道等の地域資源の基礎的な保全管理に努め、農用地等の保全と有効利用を図ります。市街地の近郊において点在している休耕地については、農地の有効利用と非農家の農業への理解促進のため、市民農園等として活用していきます。

遊休農地・耕作放棄地の利用をどのように進めるべきか（複数回答）



出典：農業振興地域整備計画に係る農業者アンケート（平成30年度）

⁷ 2015（H27）年農林業センサス

2 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地や遊休化している農用地については、土地利用の低下を招き、機能低下や周辺農地に悪影響を及ぼしているため、次の取組等を行います。

2・1 集落単位で取り組む農地保全の促進

中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、集落単位での共同作業や農地保全活動の支援を行い、地域の自主的・主体的な農地保全活動を促進していきます。具体的には、農道・水路等の維持管理を始め、地域の特産物や景観作物の栽培促進を図ります。

2・2 耕作放棄地の発生防止と再生利用

農業委員会の行う農地パトロールによる農地の状況把握、それによる農地の貸借のあつせんや石礫除去支援による耕作条件の解消により耕作放棄地の発生を防止するとともに、耕作放棄地の再生利用に向け、復旧・条件整備を支援、また、農業関係機関との連携を図りながら、農用地の貸借や農作業の受委託を進め、担い手への農地の面的集積を促進します。

2・3 新規就農者等の担い手の確保育成

県内外で行われる新規就農相談会への参加や塩尻ワイン大学の開講による新規就農者の確保や、団塊世代の定年退職に伴う定年帰農者の確保により、農業の担い手の確保を進めるとともに、行政・JA等の関係機関のサポートにより担い手の育成に努めます。

2・4 省力化品種への転換促進

高齢農業者に対して、高齢者でも生産可能な麦・そば・大豆やパセリ等の軽量野菜といった省力化品種への転換を促進し、併せて補助制度を活用することで農業所得を向上させるとともに、遊休農地等の発生を抑制し農地の有効活用を促進します。

2・5 市民農園としての活用促進

市街地に近い農地を市民農園として活用し、非農家の農業体験の場、交流の場とすることにより、市民の農業に対する理解を深めながら、農地の保全・活用を図ります。

2・6 有害鳥獣被害対策の推進

中山間地域では、有害鳥獣による食害が増加しており、農家の生産意欲の減退を招くなど、農業経営に大きな影響を及ぼし、遊休農地の増大のひとつの要因となっています。このため、有害鳥獣駆除や電気牧柵等の設置補助などに取り組むとともに、農家及び集落自らが行う、圃場周辺の環境整備など、野生鳥獣を寄せ付けない環境づくりを目指します。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全のための取組の実施にあたっては、長野県及び本市の森林政策、その他の林業施策との連携・調整を図り、農業と林業の一体的な振興に努めます。

第4 農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業従事者の減少・高齢化が進む中、地域農業を担う経営体の確保や農地集約等による農業の効率化を進めることができます、農用地を守り農業・農村の自立的・持続的発展を確保する上で重要となっています。

本市では、意欲的な経営体や兼業農家・高齢農家等が相互に補完し合い、持続的な農業が展開できる営農支援体制を整備してきました。現在、塩尻市農業公社による労働力の支援活動等が展開しております。

しかし、今後、経営主の高齢化に伴う農業経営の規模縮小や廃止がこれまで以上に進み、地域の農業経営形態の多様化がさらに進むと予想されることから、このような変化に対応した施策を展開していく必要があります。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じた農作業の受委託、農地利用集積円滑化事業などの活用、実質的な人・農地プランに基づき、意欲ある農業経営者に優良農地を面的集積し、農業経営の規模拡大を促進します。

1・1 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業は、規模拡大を進めている専業農家等と、兼業・高齢農家による多品目少量生産に分かれ、個々の農家の経営形態は多様化しています。そのため、本計画においては、當農類型による地区別の目標値を設定せず、全市的な目標として、農業を主業とする農業者が、地域の他産業従事者並みの年間所得に相当する農業所得及び労働時間（主たる農業従事者一人あたり、500万円程度（中山間地域では350万円程度）、2,000時間程度）を実現できるものとします⁸。

この目標を達成するため、本市では、意欲のある農家に対して、生産基盤たる優良農地の面的集積や高付加価値農作物の生産などを支援し、農家所得の向上を促します。

1・2 農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の一世帯当たりの経営耕地面積は、

平成27年では0.72haで、平成22年の0.72haと同じとなっています。県平均を上回り、19市では5番目という比較的大きい経営耕地面積を有しています⁹。

今後更に、担い手に優良農地を集約化させ、全市的に農地の効率的かつ効果的な活用を行うため、全農業者が協力できる体制の実現を目指します。

⁸ 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（令和2年4月改訂）に設定された目標

⁹ 2015年（H27）農林業センサスによる

(1) 規模拡大に関する誘導方向

認定農業者をはじめとする地域の中心的経営体への農地の利用集積を支援します。

また、農作業受託組織である機械利用組合への支援や農業生産法人等の育成、農地の保全管理を行う新たな公的支援など、地域営農を補完し維持する体制を促進します。

(2) 利用の効率化に関する誘導方向

農作業の機械化・共同化やスマート農業の導入により労力の削減及び作業効率の向上を図るとともに、高付加価値作目の導入等により収益性の向上を図ることで農業経営の合理化を支援します。

さらに、土地そのものの生産性を向上させるため、農業協同組合や農業改良普及センター等と協力し、地力増進作物の導入や連作障害等への対応を行います。

(3) 地区別の目標

(ア) 塩尻地区

本地域では、高齢化及び後継者不足が課題となっています。比較的まとまった農用地があり、水田地帯では大規模水稻農家も存在するため、これら農家に対する優良農地の面的集積を支援します。また果樹地帯については、担い手の確保・育成を進めるとともに荒廃農地の発生を防ぎます。

(イ) 片丘地区

比較的まとまった農用地があり、葉洋菜を中心に小物野菜等が生産されています。すでに地域の担い手農家による土地の集約が進んでいるため、集約化をさらに促進します。また、野菜生産の産地化を図るとともに、高齢化や担い手不足による遊休農地の解消に向け、作業受託等を進めています。

(ウ) 広丘地区

比較的まとまった水田地帯と日当たりの良い平坦な畑地で盛んに農業が営まれている地域ですが、市街地周辺では開発が進んでいます。

意欲的な担い手農家と農業生産法人により農地はほぼ健全に耕作されています。今後は、それらの担い手に優良農地の集約化を進め、小規模農業者に配慮しつつ農地の有効活用を進めています。

(エ) 洗馬地区

まとまった農用地があり、葉洋菜が中心に栽培されています。

岩垂原の東南部及び上・下小曾部においては、専業農家も多く、後継者が存在しています。これらの地域では、担い手に対する農地の集約化を積極的に進めるとともに、効率化・安定化に向けた支援を積極的に行っていきます。

岩垂原北西部及び芦ノ田においては、高齢化及び後継者不足が目立つ一方、優良農地も多いことから、定年帰農の促進、高付加価値農作物への転換などを促し、併せて流動化施策も実施していきます。

地区全体として離農する農業者が増えてきていることから、今後担い手への農地集約を進めるとともに、新規就農者への支援を充実させていきます。

(オ) 宗賀地区

本地域のうち、桔梗ヶ原は果樹的一大産地であり平坦で利便性が高く、畑地における灌漑施設が整備されており、比較的安定生産が可能です。

手作業が多い果樹栽培には労力支援を行い、産地の維持に繋げていきます。

(カ) 北小野地区

本地域では、高齢化や後継者不足が深刻ですが、水田と畑とともに今後も人・農地プランに即し、継続的に農地所有適格法人等への農地集約化と作業受託の支援に努めるとともに、農地中間管理事業を活用し、効率的な農業環境を目指します。

(キ) 楠川地区

本地域は、山林に囲まれ条件が悪い小面積の農地が大半で基盤整備の効果も表れにくく、農産物の出荷はほとんど無く家庭菜園的な農地利用を行っています。

これからも、有害鳥獣対策を進めながら農地の保全に努めていきます。

2 農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

先述の「効率的かつ安定的な農業経営の目標」を達成するため、その誘導方向に沿って以下の施策を行います。

2・1 土地利用の合理化

- ・ 現在ある2つの人・農地プランから地区ごとのプランに細分化を行い、加えてアンケートの実施により農地の利用状況を把握したうえで、地域の中心的経営体となる認定農業者等への効率的な農地集積を行います。
- ・ 農作業効率の向上のため、スマート農業の導入に向けた実証実験、農地の集積・団地化による機械施設の利用の効率化、土地・水の利用の見直し、連担化による土地の効率的作業単位の形成、計画的な転作による高収益作物の栽培促進等を行います。

2・2 農作業の受委託・共同化の推進

- ・ 農作業受委託を活発にするため、受託農業者の組織化の推進、受委託の普及・啓発、受委託料金基準の研究、地域に適した集落営農システムの研究と実践等を行います。
- ・ 農業機械・施設の共同利用の利用効率を向上させるため、複数品種組み合わせ等による作期の拡大、省力化栽培の推進、品種構成の適正化等を進めます。

2・3 経営規模の拡大の推進

- ・ 認定農業を中心とした担い手の確保・育成のため、経営安定化を図る長期低金利資金制度・農業振興資金等利子補給による支援、各種補助制度の活用、効率的な経営への取組の支援等を行います。
- ・ 経営面積の拡大に向けた農福連携による障がい者雇用や外国人労働者の受け入れといった労力の確保について支援を行います。

2・4 農業公社等による営農支援の充実

- ・ 土地利用の合理化、農作業受委託の促進、農業経営の規模拡大を進めるため、塩尻市農業公社の行う農地利用集積円滑化事業等を推進します。

第5 農業近代化施設等の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、ライスセンター、集出荷施設、予冷施設、果樹選果施設など、農業近代化施設の整備はおおむね終了し、今後は施設の維持や機能強化に対応した整備に努めます。

また、担い手の減少・高齢化が進む中で本市の農業を維持するため、中山間地域でのラジコン草刈機の導入や気象情報等のビッグデータの活用といった先端技術（スマート農業）の利用について研究するとともに、導入に向けた支援策を検討します。スマート農業の導入により、米や野菜等は作業効率の向上により少ない担い手でも営農を続けられる状態を目指します。また、果樹については、高品質化、高付加価値化に活用します。

あわせて、次に示した重点作物の振興方針に基づき必要な施設の整備に努めます。

1・1 重点作目別の振興方針

本市では、米、麦・そば・豆類、野菜、果樹、花き、畜産の6つを重点作目と位置づけ、以下にそれぞれの振興方針を示すものです。

（1）米

米は、主食用米の需要量の減少が続くなが、農業の国際化や平成30年の米政策の見直し等により産地間競争が激化しており、情勢は厳しい状況ですが、依然として本市の農作物栽培面積の内、高い割合を占めており、本市農業を支える基幹品目です。

需要に応じた米作りと水田農業の構造改革を図るため、多収性品種の導入や収益性の高い作物への転作により生産性の高い稻作経営と水田の高度利用を推進します。

併せて担い手農家への農地の集積・団地化による機械施設利用の効率化を図り、農業生産の効率化を推進します。

（2）麦・そば・豆類

麦・そばは、転作田における振興作物として位置づけ、適地における計画的な作付けを行うとともに、品質の向上と安定的な生産量の確保を図ります。

特に麦は、担い手による機械化一貫作業体系の確立による栽培面積の拡大を図り、そばは地域内の加工業者・農村女性グループ等との連携による地産地消の推進や「そば切り発祥の地」・「信州そば」・「信州ひすいそば」として観光との結びつきによる高付加価値化を図ります。

豆類は、水田の高度利用による栽培面積の拡大や、高収量品種の生産による収益確保を行い、あわせて農産加工と結びつけた高付加価値農産品の開発を進めます。

（3）野菜

野菜の総合的な供給産地として本市の野菜生産は着実な発展を遂げ、特に、高原野菜の

栽培は、県を代表する産地として発展し、担い手農家(専業農家等)はレタスに代表されるロット型流通による生産を、また、兼業農家は労働集約的小物野菜の生産を担っていることから、安定供給生産体制の維持強化を図ります。

今後も総合的な野菜の供給産地として、適地適作の基本を守りながら、多様化している消費者ニーズに対応するため、連作に起因する作柄低下を輪作により回避し、環境保全型農業の推進を図りながら、持続的な産地づくりに向け適正な施肥体系や防除体系、新技術の導入などにより安定した栽培に努めます。

また、市場では安全な野菜を求める声が強まっていることから、農薬の飛散防止の徹底を始め農薬の使用削減等、安全性の高い生産の指導を推進します。

(4) 果樹

果樹生産は、量から質への消費者ニーズの変化、TPP等の輸入自由化による価格の低迷、都市化による生産環境の悪化等により生産条件の厳しさは増していますが、計画的生産拡大、流通基盤の近代化施設整備により低コスト生産を推進します。

一方、品種や施設栽培の組み合わせによる労働力の平準化と、技術格差が品質格差を生み、収入を低下させる悪循環を避けるため、技術の向上を図ります。

本市の特産であるブドウについては、都市化の進展、担い手の高齢化、労働力の他産業への流出等により栽培面積の減少がみられましたが、「ぶどうの郷づくり等推進事業」によりブドウ棚の整備を支援し、維持・拡大を図ってきています。

本施策をより強化するため、ブドウ生産に支えられた本市のワイン産業の振興などと一体的な取り組みを進めるとともに、あわせて気象データ等を含むビッグデータに基づく効率的な栽培管理技術等を活用することで、環境データの見える化・共有化を進め、高品質化を図ります。

また、リンゴは、低樹高省力化栽培の推進、品種構成の適正化を図り、ナシ・モモ類は優良品種の導入により振興を図ります。

(5) 花き

花き生産は、豊かな日照量と日較差等恵まれた気象条件を生かした栽培がされていますが、産地間競争の激化、輸入花きの増加等、取り巻く環境は厳しさを増しています。

今後は、新たな技術による省力化、品目組み合わせによる施設の効率的利用、作期の拡大を図ります。

切り花類は、トルコギキョウ等の生産や拡大を進め、鉢花類は、シクラメン、シンビジウムの生産を進めます。

(6) 畜産

本市の畜産は、規模拡大と近代化を図りながら発展を遂げ本市の基幹部門として重要な地位を占めてきましたが、近年畜産農家数が減少するなどの状況にあります。また、輸入畜産物に伴う市場への影響、消費者ニーズの変化等が進展している中で、安定的発展を図るためにには、生産体制を強化し、加工・流通及び販売等においても合理化を図ります。

肉用牛については、高品質な牛肉の計画的生産を拡大するため、競争力のある和牛の生産や交雑種など付加価値の高い子牛の生産を行い、自動給餌機等の活用により飼養管理の省力化、飼育頭数の規模拡大とコスト削減を進めます。

乳用牛については、生産・経営管理技術の改善及び労働力の平準化、牛群改良及び自給飼料率の向上等により、生産の合理化、乳量・乳質の向上及び労働時間の削減等図ることにより、ゆとりある経営と耕種部門と一体となった酪農を確立します。

また、環境保全に対する高まりの中で、家畜排泄物の適切な処理・利用を推進します。

豚コレラや鳥インフルエンザ等の家畜伝染病については国や県等の関係機関と連携を密に行い、ウイルスの早期封じ込み及び蔓延防止に努めます。

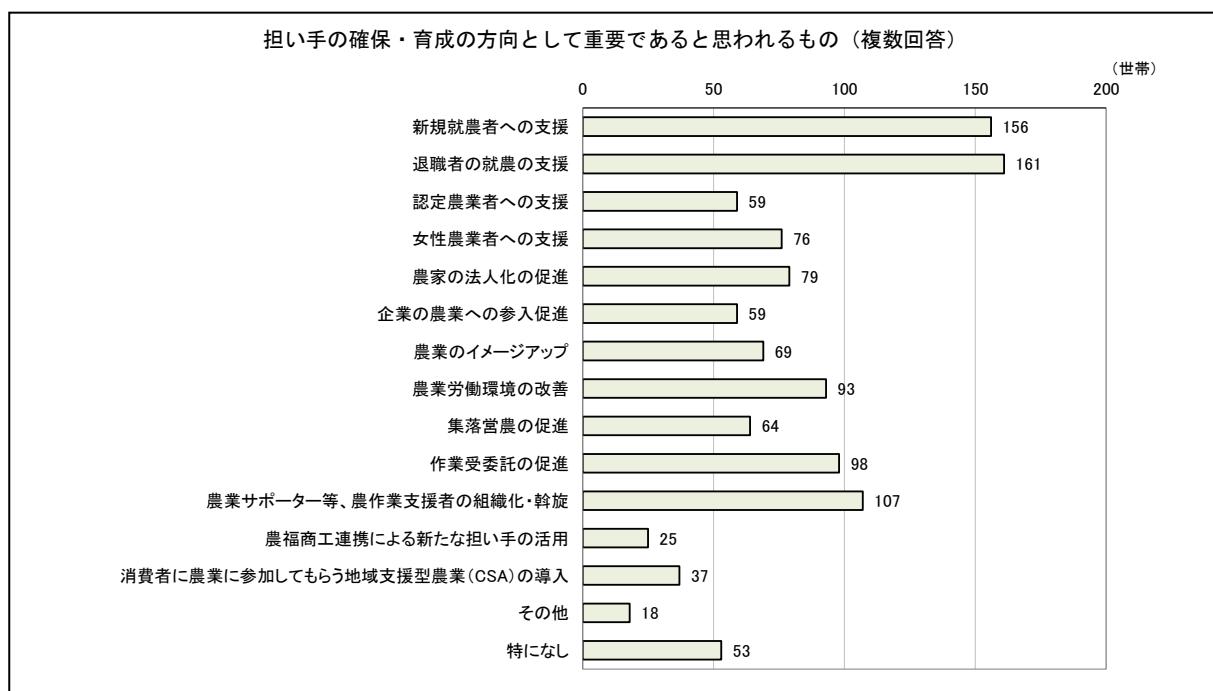
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農家の内、販売農家の占める割合は46.7%、農業を生業とする農家(専業農家及び第1種兼業農家)は25.7%です¹⁰。販売農家の農業就業者における高齢化率は70.0%です¹¹。

また、「一定規模の収入を得られる農業を続けていく継続意向を持っている」農家は15.3%、「収入規模は小さくてもよいが、農業を続けていく」農家は23.2%であることに加え、後継者のいる農家は全体の27.6%¹²であることから、農家や新たな担い手の減少が予想されます。

このため、認定農業者を含め意欲ある農業者の育成・確保に対する支援の充実を図りながら、新規就農や定年帰農者等の新たな担い手の育成や集落営農組織等による農作業の受委託を促進し、自給的農家や高齢農業者等の農業の継続を支援します。



出典：農業振興地域整備計画に係る農業者アンケート（平成30年度）

¹⁰ 2015（H27）年農林業センサスによる

¹¹ 2015（H27）年農林業センサスを元に算出

¹² 継続意向を持つ農家の割合、後継者のいる農家の割合はいずれも農業振興地域整備計画に係る農業者アンケート（平成30年度）より

2 農業を担うべき者のための支援の活動

2・1 認定農業者等に対する支援

地域の中心的経営体として人・農地プランによる農地集積の推進、各種補助事業の活用等により経営規模の拡大を支援するとともに、あわせて農福連携等による労力の確保に向けた支援を検討していきます。

また、生産性向上のため、農業法人の育成、経営・技術の両面に関する研修や情報提供などを行い、経営基盤が安定した農業者が多く活躍できる農村を目指します。

2・2 新規就農に対する支援

本市でも農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、新規就農に対する支援は欠かすことはできません。

そのため、新規就農に関する補助制度の活用や情報提供、相談窓口の充実、県やJA等関係機関との連携による農業技術研修、農業委員会等を介した農地のあっせんなどの支援を推進します。

2・3 定年帰農に対する支援

定年退職後の健康づくりや生きがいづくり、仲間作りの一環として定年帰農を推進し、農地の維持に努めています。

定年帰農の推進に当たっては、市民農園や桔梗ヶ原農学校の開校等による機会の創出や農業委員会を介した農地のあっせん、就農相談等の支援を行います。

2・4 女性の農業への参画支援

農業の担い手を確保するためには、様々な活動に対する男女の対等な参画機会を確保することが重要です。本市では、塩尻市生活改善グループをはじめ、様々な女性団体が活発に活動しております。

今後も、女性が能力を十分に発揮するための研修の実施、女性による農業関連の起業支援など、女性の農業経営への参画機会を確保するための環境整備を推進し、地域農業の活性化を支援します。

2・5 自給的農家等の農業継続と市民の農業への参画に対する支援

農業の多面的機能を維持するには、自給的農家等の小規模農家が農業を持続することや市民による農業への参画が重要です。

このため、集落営農組織等による農作業受委託の推進、塩尻市農業公社を通しての労力支援、小ロットでの出荷が可能な学校給食や「やさいバス¹³」による域内流通の推進に加えて、市民農園の運営により市民が農業に接する機会を増やしていきます。

¹³ やさいバス：松本地域地産地消研究協議会が令和元年9月から導入した農産物の共同集配システムのこと。直売所等を農産物の出荷や受け取りの共同拠点とし、その拠点間に配送車両を運行することで流通の円滑化とコストの抑制を目指しています。生産者は販路拡大と需要の把握をすることでき、飲食店などは新鮮な地元の農作物を様々な生産者から直接購入することができます。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市農家の74.3%が第2種兼業農家または自給的農家であり¹⁴、生活するための収入のほとんどは農業以外によるものです。

零細の販売農家や自給的農家は、これらの収入が安定的であることによって、農家経済は向上しました。

そのため、農家数が減少し農地も縮小しつつある中、農村を活性化するうえでも、農業従事者の安定的な就業機会の確保・拡大を進めることが必要で、農業者の合理的な就業形態を推進していきます。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

安定的な就業の促進の目標を達成するため、以下の施策に取り組みます。

地域にある資源を活かしつつ、異業種間のネットワーク化による農業を核とした「総合6次産業化」の取組を進め、新たな農業・農村ビジネスの創造による地域おこしを進めます。

地域を訪れる消費者に対する地域特産物のPRを推進し、観光と連携した地域内における農産物の流通体制（地産地消）を構築するとともに、直売所や農産加工施設等の整備を支援します。

¹⁴ 2015年（H27）農林業センサスによる

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村は食料生産のほか、国土の保全、地下水のかん養、自然環境の保全、良好な景観形成など多面的な機能を有しており、その効用は地域住民全体が享受しており、単に農業振興といった観点だけでなく、地域の自然や社会的条件、住民のための良好な生活環境の維持に配慮しながら存続しています。

農業は労働集約型産業であり、多くの人々の協力の上に成り立ち、高齢化が進む中、地域の農業を守っていくためには、農家と非農家が相互理解を深め、また、非農家住民や高齢者を含め地域が一体となって農業を維持することが求められています。

また、農村は美しい景観や豊かな自然環境に恵まれた生活空間としての役割が期待されているため、農村における道路や下水などの生活環境の整備も欠かすこととはできません。

本市では、これらを目的としたハード整備は行われていますが、今後は地域住民と農家が協力した農村環境の維持や既存施設等の維持・管理を次のとおり推進します。

1・1 相互理解の促進

アパートの入居者など新規居住者が多い都市部においては、自治会組織や地域活動への参加が少なく、地域の連帯感が薄れています。農家と非農家、子供から高齢者まで、地域が一体となった活動の輪を推進します。

1・2 生活環境の向上

安全性の面に関しては、自然災害を防ぐための環境整備を、必要に応じ国や県等と連携し推進します。

福祉の面については、保健・福祉施設等の整備や充実により、健康で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

交通の面に関しては、公共交通機関である地域振興バスが運行されており、市民の移動手段として利用を進めます。

生活基盤については生活排水施設などの現有設備の維持と見直しを行ないます。

文化面については、集落に存在する資源を活用し、工夫を凝らした集落づくりを進め、管理や保全に当たっては市や関係機関と連携のうえ支援します。